

資源有効利用促進法

(平成3(1991)年4月26日法律第48号)

- ・法令の概要及び改正の方向性

資源有効利用促進法の概要

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3(1991)年4月26日法律第48号）〔リサイクル法〕

この法律は平成13(2001)年4月に施行され、下記の事柄を実施・促進して行くことにより循環型経済システムの構築を目指すものとなっており、あらゆる産業の事業者はその取組みを求めている。

- 1) 事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化
- 2) 製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）対策
- 3) 回収した製品からの部品等の再使用（リユース）対策を新たに講じ、また産業廃棄物対策としても、副産物の発生抑制（リデュース）、リサイクルを促進

平成13(2001)年4月より、対象品目を追加するなどして、それまでリサイクル法と呼ばれ1Rだったものを、リデュース、リユース対策の新設を行って3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組みを事業者に対して求めることに改め、リサイクル対策の強化を図ってきて今日に至る。

製造業をはじめとする事業活動のあらゆる段階での資源の有効利用の促進

法律の目的

使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所用の措置を講じ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資する。

法律の概要

次に掲げる7類型の制度について、それぞれ対象業種や製品を指定し、当該業種や製品ごとに「事業者の判断基準となる事項(判断基準)」を定め、一定規模の事業者について判断基準に照らして取組が著しく不十分な場合は、勧告・公表・命令を行い、命令に違反した場合は罰則がかけられる。(合計10業種69品目)

- ① 特定省資源業種(副産物の発生抑制とリサイクルを行うべき業種)
パルプ製造業及び紙製造業、無機化学工業製品製造業等、製鉄業および製鋼・製鋼圧延業 等の全5業種
- ② 特定再利用業種(原材料としての再利用を行うべき業種、部品等の再使用を行うべき業種)
紙製造業、ガラス容器製造業、建設業、硬質塩化ビニル製の管・管継手の製造業、複写機製造業 の全5業種
- ③ 指定省資源化製品(省資源化・長寿命化の設計等を行うべき製品)
自動車、家電製品、パソコン、ぱちんこ遊技機、金属製家具、ガス・石油機器 等の全19品目
- ④ 指定再利用促進製品(リユース・リサイクルしやすい設計等を行うべき製品)
自動車、家電製品、パソコン、ぱちんこ遊技機、金属製家具、ガス・石油機器、浴室ユニット 等の全50品目
- ⑤ 指定表示製品(消費者や自治体の分別回収を推進するために特別の表示を義務づける製品)
スチール缶・アルミ缶、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、小形二次電池、塩化ビニル製建築資材 の全7品目
- ⑥ 指定再資源化製品(事業者により自主回収及び再資源化を義務づける製品)
小形二次電池、パソコン の全2品目
- ⑦ 指定副産物(発生抑制と原料としての再利用すべき副産物)
電気業の石炭灰、建設業の土砂・コンクリート塊、木材等 の全2品目

3
経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課 資源有効利用促進法の概要及び施工状況について より引用

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

(平成12(2000)年 5月31日法律第104号) (建設リサイクル法)

特定建設資材(コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材)を用いた土木建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付け。

分別解体・再資源化等の実施義務の対象となる建設工事の規模

- 1) 建築物の解体工事では床面積80m²以上
- 2) 建築物の新築又は増築の工事では床面積500m²以上
- 3) 建築物の修繕・模様替え等の工事では請負代金が1億円以上
- 4) 建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事等では請負代金が500万円以上

そのほか、工事着手の7日前までに知事に計画を届け出ることを義務付け、契約に際し、解体・再資源化等に要する費用を明記することを義務付け。

さらに、解体工事業者の知事への登録が必要など。

山梨県規則第41号「建設工に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則」で、解体工事業者に係る所要の事項を定め平成14(2002)年から施行している。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

(平成12(2000)年 5月31日法律第104号) (建設リサイクル法)

○ 特定建設資材

法律に規定され、政令で定められる建設資材は、指定4品目と呼ばれ、以下がある。

- コンクリート
- コンクリート及び鉄から成る建設資材 (鉄筋コンクリート)
- 木材
- アスファルト・コンクリート

土砂は資材として、その他建設資材に位置付けられものの、建設現場から発生し最終的に利用されない場合、処分する必要があり、その量の縮減、材料として利用できるための再資源化に努めることとされている。

そのため指定4品目同様、「建設リサイクルガイドライン」の中で具体的なリサイクルに係る実施事項を定め、取り扱うこととされる。

建設副産物のリサイクル施策の経緯

平成3(1991)年のリサイクル法の施行。

平成4(1992)年 「建設副産物処理基準」を策定。

建設現場で生じるアスファルト・コンクリート塊について、一定の調整を施した後、リサイクル材として新設現場で利用を開始

平成6(1994)年 「建設副産物処理基準」を改定。

リサイクル材の利用範囲の拡大

建設発生土の利用範囲を50kmの範囲内にある他工事と明記

平成11(1999)年 建設発生土情報交換システム開始

平成27(2015)年 建設発生土官民マッチングシステム開始

建設副産物のリサイクル推進には、事業実施の各段階でその状況を把握・チェックすることが必要であり、

「山梨県建設リサイクルガイドライン」の中で下記に示す具体的な様式を定め毎年実施している。

- 再生資源利用計画書(実施書) - 建設資材搬入工事用 -
- 再生資源利用促進計画書(実施書) - 建設副産物搬出工事用 -

○ 再生資源利用計画書(実施書) —建設資材搬入工事用—

○ 再生資源利用促進計画書(実施書) —建設副産物搬出工事用—

様式1 再生資源利用計画書(実施書) —建設資材搬入工事用— 「建設リサイクルガイドライン」様式—

1. 工事概要

発注者	発注種別コード	TEL	請負会社名	〒	TEL	FAX	記入年月日	年	月	日
工事名	工事種別コード	積算金額	〒	〒	〒	〒	工事責任者			
工事現場	都道府県	市区町村	〒	〒	〒	〒	調査書記入者			
工事概要	工事種別コード	積算金額	〒	〒	〒	〒				

2. 建設資材利用計画(実施)

注:コード*5~*9は下記欄のコード表より数字を選んでください。

分類	小分類 コード*5	建設資材(新材を含む) 規格	主な利用用途 コード*6	利用量(A)	再生資材の供給元		再生資材の供給元住所		再生資材の名称 コード*7	再生資材利用量(B) (注1)	再生資源 利用率 B/A*100
					再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元 種類 コード*8	再生資材を利用した場合に記入してください	再生資材の名称 コード*9			
特定 建設資材	コンクリート			トン						トン	%
	合計			トン						トン	%
	モルタル			トン						トン	%
	合計			トン						トン	%
土砂	砕石			トン						トン	%
	合計			トン						トン	%
	その他			トン						トン	%
	合計			トン						トン	%

注1:再生資材利用量について

アスファルト混合物等で、利用した再生資材(製品)のうち、新材が混入している場合は、新材混入分を含んだ再生資材(製品)の利用量を記入してください。

表面にも御記入ください

コード*5
1.生コン 2.準生コン(二次製品) 3.その他
コンクリート及び砕石から成る建設資材について
1.再生コンクリート二次製品 2.その他

コード*6
1.表層 2.基層
3.上乗層 4.砂層
5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)

コード*7
1.現場内利用
2.他の工事現場(路上)
3.他の工事現場(海上)
4.再資源化施設
5.ストックヤード
6.その他

コード*8
1.再生資材の供給元施設
2.再生資材の供給元施設
3.再生資材の供給元施設
4.再生資材の供給元施設
5.再生資材の供給元施設
6.再生資材の供給元施設

コード*9
1.再生生コン 2.再生準生コン(二次製品) 3.その他
コンクリート及び砕石から成る建設資材について
1.再生生コン(二次製品) 2.その他
木材について
1.再生木材(ボンド類を除く) 2.再生木質ボード
アスファルト混合物について
1.再生アスファルト(間隙度及び改良アスファルトコンクリートを含む)
2.再生準アスファルト(間隙度及び改良アスファルトコンクリートを含む)
3.再生準アスファルト(間隙度及び改良アスファルトコンクリートを含まない)
4.再生アスファルトモルタル
5.再生準アスファルトモルタル
6.再生準アスファルト安定処理層材料

砕石について
1.第一種建設砕石 2.第二種建設砕石 3.第三種建設砕石
4.第四種建設砕石 5.準建設砕石 6.土質改良土
7.建設用改良土 8.再生コンクリート砂
9.山砂、山土等の購入土、再生土

砕石について
1.再生アスファルト 2.再生準アスファルト 3.砕石
4.その他
その他について(再生資材の名称を具体的に記入)

工事概要は14頁目の計画書に記入したものが3/4頁目に反映されます。

再生資源利用実施書

計画書(建リ法11条通知対応)は1/4,2/4頁目に記入、実施書(建リ法18条報告)は3/4,4/4頁目に記入

表面

県土整備部 技術管理課

1. 工事概要

発注機関の選択関連に注意

発注機関: 国土交通省

発注コード: 834700

法人番号: 0123456789012

法人名称: (株)Oの建設

法人種別: 株式会社

代表者: 代表取締役

住所: 東京都中央区

業種: 建設業

工事種別: 国土交通省

工事名称: OOO道路改良工事

所在地: 埼玉県 さいたま市 中央区

工事内容: 道路改良工事

工事期間: 令和元年 7月 15日 から 令和元年 11月 22日

工事費等: 工事費: 10000万円(税込)

建設費: 10000万円(税込)

解体費: 0万円

解体工事の場合は記入。ただし、解体工事については建築面積を記入しなくても可。

2. 建設資材利用実施

単位と選択関連に注意

区分	区分名	区分	発生量(トン)	現場内利用(トン)	現場外搬出(トン)	再生資源の供給元施設、工事等の名称	再生資源の供給元施設住所	再生資源利用率(%)
コンクリート	1. 1種コンクリート	1. 1種コンクリート	12000	5000	7000	OOO建設(株)××工場	埼玉県さいたま市中央区OOO-1-1	100
	2. 2種コンクリート	2. 2種コンクリート	17000	5000	12000	OOO建設(株)××工場	埼玉県さいたま市中央区OOO-1-1	100
	合計		29000	10000	19000			100
木材	1. 1種木材	1. 1種木材	0.000	0.000	0.000	OOO建設(株)××工場	埼玉県さいたま市中央区OOO-1-1	0
	2. 2種木材	2. 2種木材	0.000	0.000	0.000	OOO建設(株)××工場	埼玉県さいたま市中央区OOO-1-1	0
	合計		0.000	0.000	0.000			0
アスファルト	1. 1種アスファルト	1. 1種アスファルト	20000	20000	0	OOO建設(株)××工場	埼玉県さいたま市中央区OOO-1-1	100
	2. 2種アスファルト	2. 2種アスファルト	10000	10000	0	OOO建設(株)××工場	埼玉県さいたま市中央区OOO-1-1	100
	合計		30000	30000	0			100
石	1. 1種石	1. 1種石	16000	16000	0	OOO建設(株)××工場	埼玉県さいたま市中央区OOO-1-1	100
	2. 2種石	2. 2種石	16000	16000	0	OOO建設(株)××工場	埼玉県さいたま市中央区OOO-1-1	100
	合計		32000	32000	0			100
その他	1. 1種その他	1. 1種その他	20000	20000	0	OOO建設(株)××工場	埼玉県さいたま市中央区OOO-1-1	100
	2. 2種その他	2. 2種その他	60000	60000	0	OOO建設(株)××工場	埼玉県さいたま市中央区OOO-1-1	100
	合計		80000	80000	0			100
合計		149000	149000	0			100	

現場内利用があった場合は、次頁の建設副産物搬出実施表にも必ず記入

品目の供給元施設、工事等が3箇所以上ある場合は、シート2枚目以降を利用してください。

1. 1種コンクリート(1種)
2. 2種コンクリート(2種)
3. 3種コンクリート(3種)
4. 4種コンクリート(4種)
5. 5種コンクリート(5種)
6. 6種コンクリート(6種)
7. 7種コンクリート(7種)
8. 8種コンクリート(8種)
9. 9種コンクリート(9種)
10. その他
1. 1種木材(1種)
2. 2種木材(2種)
3. 3種木材(3種)
4. 4種木材(4種)
5. 5種木材(5種)
6. 6種木材(6種)
7. 7種木材(7種)
8. 8種木材(8種)
9. 9種木材(9種)
10. その他
1. 1種アスファルト(1種)
2. 2種アスファルト(2種)
3. 3種アスファルト(3種)
4. 4種アスファルト(4種)
5. 5種アスファルト(5種)
6. 6種アスファルト(6種)
7. 7種アスファルト(7種)
8. 8種アスファルト(8種)
9. 9種アスファルト(9種)
10. その他
1. 1種石(1種)
2. 2種石(2種)
3. 3種石(3種)
4. 4種石(4種)
5. 5種石(5種)
6. 6種石(6種)
7. 7種石(7種)
8. 8種石(8種)
9. 9種石(9種)
10. その他
1. 1種その他(1種)
2. 2種その他(2種)
3. 3種その他(3種)
4. 4種その他(4種)
5. 5種その他(5種)
6. 6種その他(6種)
7. 7種その他(7種)
8. 8種その他(8種)
9. 9種その他(9種)
10. その他

※行が複数あり、1ページ目に収まらない場合は、シート2枚目以降を利用してください。

※最後に必ず印刷して確認してください。

様式2 再生資源利用促進計画書(実施書) -建設副産物搬出工事-

県土整備部 技術管理課

1. 工事概要 表面(様式1)に必ず記入下さい

建設工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれに様式を作成して下さい。

裏面

2. 建設副産物搬出計画(実施)

現場内利用の欄は、発生量のうち、現場内で利用したものについて御記入ください。

コードは14(コードは「7」以内の区分を「選択」した場合は「記入」)

1. 1種建設副産物 2. 2種建設副産物 3. 3種建設副産物 4. 4種建設副産物 5. 5種建設副産物 6. 6種建設副産物

建設副産物の種類	現場内利用・搬出			現場外搬出について		再生資源利用促進率(%)
	発生量(トン)	現場内利用(トン)	現場外搬出(トン)	搬出先名称	搬出先住所	
コンクリート	12000	5000	7000	搬出先1	埼玉県さいたま市中央区	100
木材	0	0	0	搬出先1	埼玉県さいたま市中央区	0
アスファルト	30000	30000	0	搬出先1	埼玉県さいたま市中央区	100
石	32000	32000	0	搬出先1	埼玉県さいたま市中央区	100
その他	80000	80000	0	搬出先1	埼玉県さいたま市中央区	100
合計	149000	149000	0			100

1. 1種建設副産物
2. 2種建設副産物
3. 3種建設副産物
4. 4種建設副産物
5. 5種建設副産物
6. 6種建設副産物
7. 7種建設副産物
8. 8種建設副産物
9. 9種建設副産物
10. その他(具体的に記入)

盛土による災害の防止のための今後の取組について

- 盛土による災害の防止に向け、関係省庁と連携しながら、危険な盛土等を包括的に規制する法制度の構築や、建設工事から発生する土の搬出先の明確化等の取組を、順次実施していく。

【建設発生土の計画制度の強化（公共・民間工事）】

<現行制度>

資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

- 搬出先の**新たな法制度の許可の事前確認**及び搬出後の**土砂受領書等の確認**を義務化
 - 計画書の作成**対象工事の拡大、保存期間の延長、**
 - 計画書の**発注者への報告と建設現場への掲示**を義務化
- ※ 併せて、事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化

【指定利用等の徹底（公共工事）】

- **全ての公共工事発注者に、指定利用等※の原則実施**を要請
- ※ 工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定する等
- **処分費の積算への計上**を徹底